

令和8年 富士見町 告示

第 45 号

富士見町地域活性化起業人設置要綱をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町地域活性化起業人設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、地域活性化起業人制度推進要綱(令和3年3月30日付け総行応第78号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知)に基づき、地域独自の魅力及び価値の向上、安心・安全につながる取組を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 3大都市圏 国土利用計画(全国計画)(平成20年7月4日閣議決定)に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
- (2) 指定都市等 3大都市圏外に所在する指定都市、中核市及び県庁所在地の区域の全部をいう。
- (3) 地域活性化起業人 企業派遣型地域活性化起業人、副業型地域活性化起業人及びシニア型地域活性化起業人をいう。
- (4) 企業派遣型地域活性化起業人 地域活性化起業人制度の趣旨に賛同する3大都市圏に所在する企業等から富士見町に派遣される者をいう。
- (5) 副業型地域活性化起業人 3大都市圏に所在する企業等に勤務しながら富士見町において副業を行う者をいう。
- (6) シニア型地域活性化起業人 次のいずれかの要件に該当する者で富士見町において業務に従事する者をいう。ただし、現に富士見町の区域内に居住するものを除く。
 - ア 3大都市圏に所在する企業等に在職した経験があり、現在、3大都市圏内に居住している者(当該企業等の在職時に三大都市圏外に居住しており、その後転居していない者を含む。)
 - イ 指定都市等に所在する企業等に在職した経験があり、現在、3大都市圏内又は指定都市等に居住している者(当該企業等の在職時に3大都市圏内又は指定都市等以外の市町村に居住しており、その後転居していない者を含む。)
- (7) 派遣元企業 富士見町に企業派遣型地域活性化起業人を派遣している3大都市圏に

所在する企業等をいう。(業務)

第3条 地域活性化起業人の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域活性化に関するもの
- (2) 移住・定住促進に関するもの
- (3) 関係人口の創出・拡大に関するもの
- (4) 地域コミュニティ活動支援に関するもの
- (5) その他、町長が必要と認めるもの

(任用等)

第4条 地域活性化起業人は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、町長が任用又は委嘱(以下「任用等」という。)する。

- (1) 企業等で得たノウハウ及び知見を活かし、前条に規定する業務を遂行できる経験を有すること。
- (2) 他市町村の地域活性化起業人となっていないこと。
- (3) 企業派遣型地域活性化起業人の場合は、派遣元企業に入社後3か月未満でないこと。
- (4) 副業型地域活性化起業人の場合は、勤務する企業等から副業型地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等の承諾を得ていること。

2 企業派遣型地域活性化起業人及び副業型地域活性化起業人は、兼ねることができない。

(任用等期間)

第5条 地域活性化起業人の任用等期間は、6か月以上1年以内とし、最長3年まで延長することができる。

2 委嘱期間を延長する場合は、1年ごとに延長することとする。

(給与等)

第6条 企業派遣型地域活性化起業人の派遣期間、給与及びその経費負担、勤務時間、配属場所その他の派遣に係る諸条件については、派遣元企業と協議の上、協定書でこれを定める。

2 副業型地域活性化起業人及びシニア型地域活性化起業人の委嘱期間、報償等の額、勤務時間その他の契約に係る諸条件については、当該地域活性化起業人になろうとする者との協議の上、協定書その他の契約でこれを定める。

(服務)

第7条 地域活性化起業人は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 任務を誠実公正に遂行すること。

(2) 任務の遂行上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(3) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(活動報告)

第8条 地域活性化起業人は、活動内容について業務日報により、定期的に町長に報告しなければならない。

(解任)

第9条 町長は、地域活性化起業人が次のいずれかに該当するときは、任用等期間中であっても、これを解任することができる。

(1) 本人から解任の申出があったとき。

(2) 法令若しくはこの要綱に規定する事項に違反し、又は地域活性化起業人としての職務を怠ったとき。

(3) 心身の故障のため、地域活性化起業人としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(4) 地域活性化起業人としてふさわしくない行動があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が地域活性化起業人として適当でないと認めるとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。